

平成 23 年度

慶應義塾大学入学試験問題

法 学 部

地 理 歴 史 (日本史)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. 解答用紙のそれぞれ指定された箇所に氏名と受験番号を記入すること。受験番号欄には忘れずマークすること。
 3. 解答は、必ず解答用紙の指定の欄にマークすること。
 4. 解答用紙(マークシート)の解答欄にマークするときには、すべてHBの黒鉛筆を使用し、また、次の解答例に従うこと。
(解答例)

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

 と表示のある問いに対して、「09」と解答する場合は、右に示すように解答欄(1)の①と(2)の⑨にマークすること。
 5. 下書きの必要があれば、問題冊子の余白を利用すること。解答用紙の余白には何も書いてはいけない。
 6. この問題冊子は9頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。

| (1) | (2) |
|-----|-----|
| ● | ① |
| ① | ① |
| ② | ② |
| ③ | ③ |
| ④ | ④ |
| ⑤ | ⑤ |
| ⑥ | ⑥ |
| ⑦ | ⑦ |
| ⑧ | ⑧ |
| ⑨ | ● |
| ○ | ○ |

問題 I

次の本文と、本文中の下線部(ア)～(オ)に関する文章を読み、空欄(1)～(26)に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

多様な食生活が営まれる現代においても米を主食と思う意識が私たちに潜在することは、^(ア)日本が古くから稲作を中心とした農耕社会を形成してきた証といえよう。稲作が伝来した時期には諸説あり、たとえば、佐賀県唐津市にある(1)～(2)遺跡では縄文晩期の水田跡が発見されているが、水稻耕作が本格的な広がりを見せるのは弥生期である。弥生後期の農業集落遺跡である登呂遺跡からは、畦畔・水路によって区画された水田の遺構が出土し、平鍬、鋤、田下駄などの木製農具が数多く発掘された。

弥生期の米は粥や雑炊にして食べられていたと推測されている。炭化米が付着した土器が発見され、登呂遺跡からは木匙も見つかっている。古墳期の頃より、一種の蒸籠である(3)～(4)を用いて、米を蒸して食べるようになった。遣唐使に随伴し入唐の経験もあった万葉歌人が筑前守を辞して上京後、最初に詠んだ(5)～(6)には、「竈には、火気ふき立てず、(3)～(4)には、蜘蛛の巣懸きて、飯炊く、事も忘れて」とあるのが見える。ハレの日には小豆を糯米に混ぜて蒸した赤飯を食べる風習が今日に伝わるが、当時の蒸した米は硬く、食べやすいとは言いがたかったという。次第に、米を煮炊きする調理法が採られるようになった。^(イ)やがて、稲作が本州全域に行きわたり、米が常食化した室町期以降には、これが一般的な調理法となる。江戸元禄期を代表する儒学者貝原益軒の著した『(7)～(8)』には、「白米を能く洗ていかきにあげ置き、薪多くたき、釜に熱湯をわかして米を入、蓋をして、一沸して薪を減じ、火をやわらかにたき、能く熟したる時、蓋を開く。いまだ熟せざる内に、蓋を開く事なかれ」と、米の炊き方が記されている。

日本の食文化が形成されてきた過程は、茶の存在なくして語れない。^(ウ)茶の伝来は古く、平城京、平安京の頃には貴族や僧侶が飲んでいたと伝えられているが、茶を嗜む風習は鎌倉後期から急速に広まった。南宋に留学した栄西は茶の種を持ち帰り、筑前国脊振山に植え、山城国栴尾高山寺の僧(9)～(10)は栄西から種を譲り受け、栴尾や宇治で茶の栽培に取り組んだという。当時の茶は葉湯の色彩が強かった。^(エ)栄西は『喫茶養生記』の冒頭で「茶は養生の仙薬なり。延齡の妙術なり。山谷之を生ずれば其の地神靈なり。人倫之を採れば其の人長命なり」と説いている。

茶は禅とつながり、修行としての喫茶から、やがて茶を静かに喫する茶の湯へと変化した。僧(11)～(12)は茶禅一味の境地を会得し、「此の道、第一悪き事は、心の我慢我情也」と説くその精神は、商人の町・堺の繁栄とともに彼の地の豪商らに受け継がれ、侘茶が完成した。

このような茶道の発展にともなって、懐石料理という新たな食事様式が起こった。「懐石」とは、禅僧が修行の際に温石を懐に抱いて寒さと空腹をしのいだことに由来する。織田信長や豊臣秀吉に謁見したこともあるポルトガル人のイエズス会宣教師(13)～(14)は、来日中の見聞を著し、織豊政権下のキリシタンの動向や日本社会の様相を詳しく伝えた。そこには「細い藪で編んだ座蒲団に坐ると、^(オ)臆て食膳が運ばれる。日本はものの出来ない土地で、食物は決して甘味とは言えないが、そのサービス、秩序、清潔及び器物はあらゆる賞讃に値する。これ以上の調った宴会は一寸比を見ないだろうと思われた」と、当時の食事の様子も記されていた。懐石料理は、もともと一汁三菜の精進料理が、禅風の質素を残しながらも、洗練された、もてなしの料理として茶席に供され、日本料理の主流を占めるようになった。

(ア) 天皇はその年の秋に収穫された新穀を献じて天照大神や天神地祇を祀り、みずからも食して安寧と五穀豊穡を祈念する儀式を行う。なかでも、天皇が即位した後にはじめて行なわれるその儀式は、とくに(15)～(16)と呼ばれ、皇位継承に伴う一世に一度限りの重要な儀式である。これらの儀式は、稲作農業を中心とした日本の社会に古くから伝承されてきた農耕儀礼に根ざしたものだといえよう。

(イ) 中世には一つの耕地で米と麦を交互に作る栽培法が普及し、なかには米、麦、そばの三種を栽培する地域もあった。応永の外寇後、回礼使として派遣された(17)～(18)は、帰国後、『老松堂日本行録』を著し、

「日本の農家は、秋に畚を耕して大小麦を種き、明年初夏に大小麦を刈りて苗種を種き、秋初に稲を刈りて木麦を種き、冬初に木麦を刈りて大小麦を種く。一番に一年三たび種く。乃ち川塞がれば則ち畚と為し、川決すれば則ち田と為す」と伝えている。

- (ウ) 平安初期に編まれた官撰史書である『(19) (20)』弘仁6年4月22日条には「大僧都永忠、手自茶を煎じて奉御す」とあるのが見え、嵯峨天皇に茶を献じた記録が残されている。
- (エ) 大陸から伝来した食べ物には、その当時、薬として使われていたものも多く、甘味料の類もその一例と考えられていた。『唐大和上東征伝』には、僧(21) (22)ら一行の積み荷のなかに「石蜜、蔗糖等、五百餘斤、蜂蜜十斛、甘蔗八十束」があったという記録が残されている。
- (オ) 鎌倉後期以降には、食と健康に関する書物が多く見られようになった。たとえば、鎌倉晩期から南北朝期の二条派を代表する歌人は『(23) (24)』を著し、貴族社会の動静や京の暮らし、風習を知るうえで貴重な情報を伝え、「思ふべし、人の身に止むことを得ずして嘗む所、第一に食ふ物、第二に着る物、第三に居る所なり。人間の大事、この三つには過ぎず。饑えず、寒からず、風雨に侵されずして、閑かに過すを楽しむとす」と随筆にしたためた。また、手紙類の形態をとって編纂された(25) (26)と呼ばれる子ども向けの教科書のなかには、「食物の飽満、(中略)深更の夜食、五更の空腹、塩増の飲水、浅味の熱湯」を避けるべきことと説くものもあり、当時の子どもたちに対する食育の様子を垣間見ることができる。

[語群]

- | | | | |
|---------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 01. 相嘗祭 | 02. 東歌 | 03. アントーニオ=ガルバン | 04. 板付 |
| 05. 今井宗久 | 06. 伊呂波歌 | 07. 叡尊 | 08. 往来物 |
| 09. 大伴古麻呂 | 10. 翁問答 | 11. 織田有楽斎 | 12. 御伽草子 |
| 13. オルガンティーノ | 14. 海道記 | 15. 鑑真 | 16. 神嘗祭 |
| 17. 観勒 | 18. 祈年祭 | 19. 行基 | 20. 玄昉 |
| 21. 広益国産考 | 22. 甑 | 23. 古事記 | 24. 防人歌 |
| 25. 山家集 | 26. 沙石集 | 27. 貞慶 | 28. 続日本紀 |
| 29. 続日本後紀 | 30. 庶物類纂 | 31. 沈惟敬 | 32. 親鸞 |
| 33. 須恵器 | 34. 砂沢 | 35. 千利休 | 36. 蘇 |
| 37. 宋希璟 | 38. 宋貞茂 | 39. 宋貞盛 | 40. 相聞歌 |
| 41. 大嘗祭 | 42. 高杯 | 43. 武野紹鷗 | 44. 垂柳 |
| 45. 津島江道 | 46. 津田宗及 | 47. 徒然草 | 48. 道元 |
| 49. 童子教 | 50. 童子問 | 51. トレス | 52. 菜畑 |
| 53. 新嘗祭 | 54. 日蓮 | 55. 日本後紀 | 56. 日本書紀 |
| 57. 忍性 | 58. 農業全書 | 59. 農政全書 | 60. 土師器 |
| 61. 挽歌 | 62. 百間川 | 63. 貧窮問答歌 | 64. フランシスコ=ザビエル |
| 65. 方丈記 | 66. 法然 | 67. 枕草子 | 68. 南溝手 |
| 69. 明恵 | 70. 無涯亮倪 | 71. 村田珠光 | 72. 牟礼 |
| 73. 大和本草 | 74. 李参平 | 75. 李成桂 | 76. 李退溪 |
| 77. ルイス=アルメイダ | 78. ルイス=フロイス | 79. 連歌 | 80. 和俗童子訓 |

問題Ⅱ

次の本文と、本文中の下線部(ア)～(ウ)に関する文章を読み、空欄(27) (28)～(49) (50)に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

日本は古くより外国からのさまざまな影響を受けてきた。日本が外国から受け入れたものの中には、国の仕組みを根本的に転換させたものや、現在の生活でもその痕跡を見出せるものもある。古代から中世にかけては朝鮮半島、中国大陸からの影響が大きい。たとえば養蚕は応神天皇朝期に渡来し、京都の太秦に氏寺を建立した氏の祖先(27) (28)が伝えたとされる。あるいは大伴金村らによって擁立された(29) (30)天皇の時代には儒教が百済の五経博士によって講じられ、伝わったとされる。また仏教は欽明天皇朝期に百済の聖明王の使いが仏像などを献じたことで伝来した。もともと仏教は欽明天皇朝以前からすでに渡来人のあいだでは信仰されていたらしく、平安時代に編まれた『扶桑略記』には「(29) (30)天皇即位十六年壬寅、大唐の漢人案部村主司馬達止、此の年の春二月に入朝す。即ち草堂を(中略)結び、本尊を安置し、帰依礼拝す」との記述が見られる。これらは伝来の時期に関しては諸説あるものの、今でもわれわれの生活、習慣、思想に直接的、間接的に影響を及ぼしている。

16世紀になると、西洋のさまざまな文物やキリスト教などが入ってくるようになった。いわゆる南蛮文化といわれるものの中には、襦袢、天麩羅、カステラ、シャボンなど日本の衣食住に深く根付いたものもある。通称「種子島」もその製造技術が伝わると各地で製造されるようになった。「種子島」の製造地は江戸時代まで存続したが、(31) (32)もそのひとつであった。雑賀衆などと共同行動をとることが多かった(31) (32)衆は「種子島」を製造していたが、彼らは豊臣秀吉に抵抗し、弾圧されたため、いったんは壊滅的な状態に陥った。

キリスト教は天下布武の印判を用いた武将が友好的であったこともあって各地に広まっていったが、これは仏教対策のために保護した面があった。事実、この武将は自ら居城と定めた地で(33) (34)と浄土宗との宗教論争を行わせて前者を抑え込んだり、当時、頭如が法主であった(35) (36)の一派と断続的に争うなどし、仏教勢力を排除続けた。しかしその後、キリスト教は時の支配者の警戒心を呼び起こし、禁教となった。特に鎖国を行った江戸幕府は寺檀制度を整え、キリシタンでないことを証明させるようにして取り締まった。

江戸時代は鎖国政策のため西洋との交流は限られたものであったが、沿岸に西洋列強の船が現れ始めると、日本は西洋の圧倒的な国力に直面することになり、国防の必要性と民族意識を持つようになる。徳川斉昭に仕え、彰考館総裁をつとめた徳川親藩の儒者は、天皇の祭政一致と天皇を中心とした民族統合の思想、そして西洋諸国の侵犯に対する防衛を説いた『(37) (38)』を著した。この『(37) (38)』で説かれている思想は、全国の下級藩士に大きな影響を与えた。また幕府は海防政策の一環として、海軍技師ヴェルニーの指導の下で(39) (40)を作らせた。ヴェルニーの母国では1867年に万国博覧会が開催され、幕府はこれに参加している。また同国は軍事教官団を日本に送るなど、幕末から明治初期にかけて一定の影響を持っていた。

西洋からの思想面での影響も見逃せない。明治維新前後に流入してきたもののひとつが、西洋の18世紀の啓蒙思想が説いていた自然法の思想であり、その理念は日本では天賦人權論の名称で紹介された。明六社にも名を連ねた(41) (42)は、この天賦人權論を踏まえた主張を展開する一方、国学や儒学の流れを汲む国体論に批判を加えた。ところが、やがて(41) (42)は、進化論思想に基づいた社会有機体説を説くようになり、自ら展開した天賦人權論を否定することになる。他方、天賦人權論は、自由民権運動と結びつき、急進的な植木枝盛の私擬憲法「東洋大日本国憲法」を生み出すにいたる。

自由民権運動は、政府の懐柔と内部分裂によって、大同団結運動を最後に衰退してしまった。しかし大正時代、自由民権運動は吉野作造を中心に作られた明治文化研究会によって再評価されることになる。吉野作造は西洋から入ってきたもう一つの重要な概念、デモクラシーを「民本主義」と訳したことで知られる。1916年1月に吉野が『(43) (44)』に発表した論文は、かかる思想を象徴するものとして有名であるが、彼が常連執筆者となることで『(43) (44)』も、大正デモクラシーを飾る代表的な雑誌の一つとなった。

- (ア) 18世紀半ば、ロシア帝国が南下を始めると、その脅威について「日本に^{さくら}の個別指導^{さくら}（^{さくら}教育研究所）を計りながら、日本を過半、乗廻シたることあり。（中略）是等の事其心根憎可し恐可し」と書き、さらに「細かに思へば江戸の日本橋より唐、阿蘭陀迄境なしの水路也」との認識を示しながら、海防論を説く書が著された。その著者は、蝦夷などを解説した『(45) (46)』もこの時すでに書いていた。しかしこれら二書は、いずれも発禁となったが、この処分の後、ロシアのラクスマンが根室に渡来し、江戸湾入航を求めてきた。
- (イ) 一般的に明治維新の精神的指導者といわれている(47) (48) は、佐久間象山に師事したが、『(37) (38)』の著者とも面会し、大きな影響を受けた。(47) (48) は日米修好通商条約の締結を機に倒幕を目指し、老中要撃を提起したかどで獄につながれ、獄中で『留魂録』を著した。またいわゆる一君万民論を主張し、門下生の多くは討幕運動の推進力になった。
- (ウ) 明治初期は国学者や神道家が唱えていた「^{かながら}惟神の道」の理想に基づく天皇親祭、天皇親政が推し進められた。このような思想の理論的支柱の役割を果たしたのが復古神道であり、その起源は江戸時代に興った国学に求めることもできる。仏教や儒教などの外来思想を排除し、日本の古代を理想とした国学者(49) (50) は、記紀神話を文献学的に検証する一方、神の道を説いた『直毘霊』を著した。

[語群]

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 01. 赤蝦夷風説考 | 02. 阿知使主 | 03. 安康 | 04. 石川島造船所 |
| 05. 允恭 | 06. 宇内混同秘策 | 07. 梅田雲浜 | 08. 大国隆正 |
| 09. 大村益次郎 | 10. 緒方洪庵 | 11. 海軍伝習所 | 12. 海国兵談 |
| 13. 改造 | 14. 解放 | 15. 荷田春満 | 16. 加藤弘之 |
| 17. 蒲生君平 | 18. 賀茂真淵 | 19. 久坂玄瑞 | 20. 国友 |
| 21. 軍艦操練所 | 22. 継体 | 23. 弘道館記述義 | 24. 国体新論 |
| 25. 国民之友 | 26. 三国通覧図説 | 27. 山陵志 | 28. 時宗 |
| 29. 浄土真宗 | 30. 白樺 | 31. 真言宗 | 32. 新論 |
| 33. 崇峻 | 34. 西域物語 | 35. 関口大砲製作所 | 36. 曹洞宗 |
| 37. 台場 | 38. 太陽 | 39. 高杉晋作 | 40. 高山彦九郎 |
| 41. 段揚爾 | 42. 中央公論 | 43. 津田真道 | 44. 天台宗 |
| 45. 曇徴 | 46. 長崎製鉄所 | 47. 中村正直 | 48. 西周 |
| 49. 日蓮宗 | 50. 日本外史 | 51. 仁徳 | 52. 根来 |
| 53. 裴世清 | 54. 博多 | 55. 橋本左内 | 56. 塙保己一 |
| 57. 反正 | 58. 敏達 | 59. 平田篤胤 | 60. 平戸 |
| 61. 福羽美静 | 62. 文芸春秋 | 63. 豊後 | 64. 坊津 |
| 65. 戊戌封事 | 66. 箕作阮甫 | 67. 本居宣長 | 68. 森有礼 |
| 69. 雄略 | 70. 弓月君 | 71. 横井小楠 | 72. 横須賀製鉄所 |
| 73. 吉田松陰 | 74. 頼三樹三郎 | 75. 柳子新論 | 76. 臨濟宗 |
| 77. 王仁 | 78. 我等 | | |

問題 III

次の [1] と [2] の文章は、ある一人の政治家の回想録をもとに作成したものである。以下の本文と、本文中の下線部 (ア) ～ (オ) に関する文章を読み、空欄 (51) (52) ～ (75) (76) に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

[1] 幕末、攘夷の志士は、偏に倒幕に向かって其力を傾けたり。如何にもして幕府を倒し、内国を王政統一の下に歸して、然る後、他事に及ぼさんことを図れり。苟も幕府を困頓せしむるに足るべきものは何事をも之を利用せり。自ら進んで外交を為さんとの意思あるにも拘わらず、暫くは之を蔽い、之を利用して以て幕府に迫れり。何れも京に近い (51) (52) の開港と (ア) (53) (54) の開市に関しては幕府は如何に困難を極めしかを知らず。志士らは他の攘夷派と力を併せて断然之に対して反対の意見を示せり。然るに慶応3年10月、將軍慶喜大政を奉還し、王政茲に維新を告ぐるや、新政府は開国政策を宣言、^(イ) 英国の (55) (56) を始めとして各国の (55) (56) に参内謁見を許すことと為せり。慶喜らは驚けり、^(ウ) 攘夷党らは驚けり、否寧ろ天下は驚愕せり。蓋し、慶喜らは従来新政府の人々を以て攘夷党なりと信じ、其己らに反対する要点は外交政策に在りと思ひしに、思きや彼らは今自ら進んで今一層急激の手段を取りたればなり。攘夷党らは更に意外の感を為せり。彼らは新政府の人々を以て、皆己らの党与にして飽迄も尊王攘夷の主義を保持する者ならんと思惟し、曾て之を助けて幕府を圧したる程なりしに、何ぞ図らん、其の人々は、敵と思ひし幕府よりも更に一層反対なる政策を執るに至りたればなり。

[2] 徳川幕府既に撲滅に歸し、太政親裁の古に復せしと雖も、号令節制の權威は猶未だ中央政府に集まるに至らず、群雄諸方に割拠して尾大不掉の弊患を呈し、ややもすれば第二の幕府を生出せんとする情勢なり。是は実に封建制度の依然として存するの致す所なるを以て、苟も此弊患を除きて「王政復古」の実を挙げ、「維新革命」の業を大成せんと欲せば、速やかに ^(エ) 封建制度を撲滅して (57) (58) の挙を断行せざるべからず。然れども (57) (58) は至難の問題なり。此時に当り、職を陸軍に奉ぜし山県有朋は、稍々余らと其志を同うし、此情勢を見て「西郷が余らと共に諸般の改革を決行せんと欲するかを確かめ、然る後何れとも処決するの外なからん」との議を發し、^(オ) 井上馨も亦之を賛し、山県は直ちに西郷を訪い、其訪意を告げて、最後の決答を聞かんことを迫れり。西郷は、「余は常に異議を唱えざるのみならず、万一にも異議を唱うる藩々ありもせば、却って衆に率先し、干戈を動かしても之を鎮圧することを努めんのみ」と、いとも洒落に其心事を吐露せしにより、形勢も忽ちの間に一変して平穩静謐復た深く顧慮するを要せざるに至れり。此事に関しては木戸、大久保の先輩耆老も与りて力なきにあらずと雖も、偏に山県、井上の二人の功勞によると謂わざるべからず。

(ア) (53) (54) の開市などを定めたアメリカとの修好通商条約の締結にともなって、徳川幕府は外交をつかさどる職として新たに (59) (60) を設けた。同条約の批准書交換のため、1860年には (61) (62) を正使とする遣米使節が派遣され、これには幕府の木造軍艦である咸臨丸が随行艦となり、木村喜毅が司令官を務めた。この木村に頼みこみ、従者として渡米した (63) (64) は近代日本を代表する自伝を書いたことでも知られている。

(イ) 日本政府の外交交渉相手となる (55) (56) は、外国に駐在して自国を代表して外交交渉を行う存在で、明治改元以降、各国のその館が設けられた。1865年から1883年まで英国の (55) (56) を務めていたのは (65) (66) である。また当時、アメリカの (55) (56) の館は (67) (68) の敷地を借用して設置され、同地には現在、(63) (64) の墓がある。

(ウ) 攘夷志士として活動した (69) (70) は、自ら隊長となって脱藩浪士や豪農などをメンバーとして、さくらの個別指導(さくら教育研究所) 1868年に草莽隊のひとつを組織して戊辰戦争で新政府軍に参加し、年貢半減令を掲げた。のちに彼は新政府によって偽官軍とされて処刑され、同隊も解消された。同年には、土佐藩兵がフランスの水兵に発砲するという (71) (72) 事件も発生し、同じ頃には (65) (66) も襲撃された。のちに大岡昇平は、この (71) (72) 事件をテーマとした小説を書いている。

(エ) 全国を政府の直轄地にする (57) (58) が断行された年、当時の行政制度であった太政官制に改革が加えられて、太政官は最高意思決定機関である正院、立法諮問機関である左院、行政諮問機関である右院によって構成されることとなった。1869年に、各藩主が土地と人民を朝廷に返上した改革の後に制定された官制である (73) (74) では、外交関係、軍事関係、司法関係をつかさどる各機関が改編された。

(オ) この回想の語り手である (75) (76) は、明治初年から政府中枢で要職を歴任し、西郷隆盛、山県有朋らとともに参議を務め、財政通として近代産業の育成に努めた。在野においては政党を結成し、内閣制度発足後は外務大臣を務めた人物として知られている。その葬儀は国民葬として行われた。

[語群]

- | | | | |
|---------------|----------|----------|-----------|
| 01. アーネスト=サトウ | 02. 赤坂 | 03. 淡路 | 04. 池田屋 |
| 05. 一番町 | 06. 井上清直 | 07. 岩瀬忠震 | 08. 内村鑑三 |
| 09. 榎本武揚 | 10. 大隈重信 | 11. 大坂 | 12. 大津 |
| 13. オールコック | 14. 岡山 | 15. 外国官 | 16. 外国奉行 |
| 17. 海防掛 | 18. 海防参与 | 19. 外務卿 | 20. 外務大臣 |
| 21. 勝義邦 | 22. 加藤高明 | 23. 川路聖謨 | 24. 公使 |
| 25. 神戸 | 26. 西応寺 | 27. 濟海寺 | 28. 堺 |
| 29. 坂本龍馬 | 30. 相楽総三 | 31. 三院制 | 32. 三職 |
| 33. 三新法 | 34. 七科 | 35. 渋沢栄一 | 36. 首相 |
| 37. 書記官 | 38. 新見正興 | 39. 泉岳寺 | 40. 善福寺 |
| 41. 副島種臣 | 42. 大使 | 43. 竹内保徳 | 44. 武田耕雲斎 |
| 45. 武市半平太 | 46. 地租改正 | 47. 長応寺 | 48. 徴兵令 |
| 49. 津 | 50. 敦賀 | 51. 寺島宗則 | 52. 寺田屋 |
| 53. 東禅寺 | 54. 永井尚志 | 55. 中江兆民 | 56. 名古屋 |
| 57. 生麦 | 58. 奈良 | 59. 二官六省 | 60. パークス |
| 61. 廃刀令 | 62. 廃藩置県 | 63. 八局 | 64. ハリス |
| 65. 版籍奉還 | 66. 姫路 | 67. 平野国臣 | 68. 福沢諭吉 |
| 69. 藤田幽谷 | 70. ポンペ | 71. 舞鶴 | 72. 陸奥宗光 |
| 73. メーチニコフ | 74. 領事 | 75. ロッシュ | 76. 和歌山 |

問題 IV

次の[1]～[4]の文章は、日本国憲法制定過程の一局面を描写したものである。以下の本文と、本文中の下線部(ア)～(オ)に関する文章を読み、空欄(77)～(78)～(99)～(100)に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

- [1] ポツダム宣言体制が憲法改正の要求をも含むものであるということを日本側が知るようになるのは、1945年10月、マッカーサー元帥が当時の内閣の副総理格であった(77)～(78)と会見し改正を示唆したときである。(77)～(78)は、戦争末期の同年2月、戦争の継続が日本の共産化を招くとして早期終結を上奏したことで有名であり、マッカーサーとの本会談が実現したのである。この会見の当日GHQは、「政治的・市民的及宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」^(ア)を発するが、その実行が困難であるとして翌日内閣は総辞職したことから(77)～(78)も国務大臣の地位を失った。しかし、新政権の下で彼は^(イ)(79)～(80)の御用掛に任じられ憲法改正案起草の準備を進めてゆく。
- [2] 新政権に対してマッカーサーは、『ポツダム』宣言ノ実現ニ当リテハ日本国民カ数世紀ニ亘リ隷属セシメラレタル伝統的社会秩序ハ是正セラルルヲ要ス右ハ疑ヒモナク憲法ノ自由主義化ヲ包含スヘシ」と口頭で表明した。当初、首相は憲法改正には消極的であったといわれるが、臨時閣議において憲法改正問題に関する研究を始めることに決し、時の国務相松本烝治を長とし、当時の著名な憲法学者を顧問や委員に迎え(81)～(82)が設置されることになった。
- [3] (81)～(82)はいわゆる松本私案と呼ばれる憲法改正案をGHQに提出するが却下される。その様子は米陸軍中佐ラウエルが以下のように記しているが、マッカーサーは予め総司令部内の(83)～(84)に対し、憲法改正案を作成する旨を指示していたのである。
- 「先日諸君が提出された憲法改正案は、自由と民主主義の文書として最高司令官が受諾するには全く不適当なものである。しかしながら、最高司令官は、過去の不正と専制から日本国民を守るような自由かつ開明的な憲法を日本国民が切望しているという事実に鑑み、ここに持参した文書を承認し、これを日本の情勢が要求している諸原理を体現した文書として諸君に手交するよう命じられた。」
- この諸原理とは、「天皇は主権者ではなく元首とする」、「戦争放棄と軍備廃止」、「封建的諸制度の廃止」といった三つの原則に定礎され、GHQ側から日本側に手渡された文書とは、^(ウ)この三原則の上に立った憲法の改正草案であった。
- [4] 日本政府はGHQによる憲法改正草案に基づき幾多の修正を加えながら政府原案を起草する。この原案は枢密院の諮詢にかけられ、内閣によって帝国議会に提出される。その後、貴族院、衆議院における審議を経て日本国憲法として成立する。この衆議院の審議において(85)～(86)首相は、^(オ)共産党議員(87)～(88)の質問に応え、いわゆる「非武装平和」の理念を示したが、第9条第2項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」の前に「前項の目的を達するため」という文言が追加されることになる。これは、当時衆議院において憲法改正案を審議する特別委員会の委員長を務め、後に民主党結成に尽力した(89)～(90)の発案にかかるものだが、その趣旨は、戦争、武力の威嚇・行使を永久に放棄することを規定した同条第1項を前提にしながら、自衛のための戦力保持の可能性を残すところにあったと理解されている。

- (ア) この覚書は、いわゆる (91) (92) とも称され、^{さくらの個別指導(さくら教育研究所)}治安維持法や特別高等警察の廃止、共産党員をはじめとした思想政治犯の即時釈放を求め、当時の内務大臣を初めとした警察関係首脳部の一斉罷免を要求する内容を有していた。
- (イ) この (79) (80) とは、1885年の内閣制の発足に際し、閣外にあって天皇を直接補佐する宮中職が復活したことに伴い設置された機関である。この機関は御璽・国璽の保管や、詔勅・勅書などの宮廷文書に関する事務を所管し、その初代の統轄者は幕末に急進的な尊攘派として長州に七卿落ちした (93) (94) が務めた。なお (77) (78) を中心とした改憲作業により、1945年11月に草案が上奏されたが、この草案は同月の (79) (80) の廃止により日の目を見ることがなかった。
- (ウ) この改正案は、天皇の不可侵な神聖性を謳った大日本帝国憲法第3条を、「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」と若干字句のうえで改めることを銘記はした。だが、第4条が規定する統治権の総攬者としての天皇の位置づけについての言及は見られず、天皇の大権規定にはほとんど触れないままの改正が目指されていた。この改正案の作成に顧問として加わった (95) (96) は、かつてはその主張する学説が反国体的であるとの批判を受け貴族院議員を辞任したが、戦後は早急な憲法の制定には反対の立場を採っていた。
- (エ) GHQは民間の憲法私案にも注目し、社会統計学を推進した (97) (98) の呼びかけで森戸辰男ら学識経験者が起草した「(99) (100)」が、主権在民を謳い、直接民主主義を採用し、かつ社会権についても規定していたことを高く評価し、これを草案起草のモデルとしたといわれている。
- (オ) (87) (88) は戦時中、中国延安にて日本に対する反戦運動を組織していたが、終戦後、帰国し日本共産党の再建に参加する。1946年、衆議院議員に当選し、共産党国会議員団長として活動するが、1950年、マッカーサー指令により公職追放される。

【語群】

- | | | | |
|----------------|-----------------|-------------|---------------|
| 01. 芦田均 | 02. 安倍能成 | 03. 石橋湛山 | 04. 伊藤博文 |
| 05. 犬養健 | 06. 岩倉具視 | 07. 岩田宙造 | 08. 上杉慎吉 |
| 09. 外交局 | 10. 筧克彦 | 11. 片山哲 | 12. 桂太郎 |
| 13. 川島武宣 | 14. 菊池武夫 | 15. 極東委員会 | 16. 清宮四郎 |
| 17. 宮内省 | 18. 宮内府 | 19. 憲法改正要綱 | 20. 憲法研究会 |
| 21. 憲法草案要綱 | 22. 憲法大綱領 | 23. 憲法調査会 | 24. 憲法問題調査委員会 |
| 25. 元老 | 26. 国際検事局 | 27. 国防保安法 | 28. 五大改革指令 |
| 29. 近衛文麿 | 30. 西園寺公望 | 31. 佐々木惣一 | 32. 三条実美 |
| 33. 参謀第二部 | 34. 志賀義雄 | 35. 重光葵 | 36. 幣原喜重郎 |
| 37. 人権指令 | 38. 新憲法要綱 | 39. 神道指令 | 40. 鈴木貫太郎 |
| 41. 制度取調局 | 42. 高野岩三郎 | 43. 滝川幸辰 | 44. 団体等規正令 |
| 45. 帝国憲法改正草案要綱 | 46. 東郷茂徳 | 47. 徳大寺実則 | 48. 徳田球一 |
| 49. 内大臣府 | 50. 日本共和国憲法私案要綱 | 51. 日本憲法見込案 | 52. 野坂参三 |
| 53. 鳩山一郎 | 54. 東久邇宮稔彦 | 55. 平沼騏一郎 | 56. 伏見宮貞愛 |
| 57. 法制局 | 58. 法務局 | 59. 法律取調委員会 | 60. 穂積八束 |
| 61. 松岡洋右 | 62. 美濃部達吉 | 63. 宮沢俊義 | 64. 宮本顕治 |
| 65. 民政局 | 66. 山川均 | 67. 吉田茂 | 68. 臨時法制審議会 |

